松阪市上下水道等営業関連業務委託

システム構築調査書

所在地

会社名

代表者

システム構築調査書

番号	事務分類			機能概要	帳票番号	該当する欄に〇を記載してください。		備　考
	大分類	中分類	小分類			導入	導入不可	
1	基本事項	操作性		レスポンス許容時間として、全端末使用時において10秒までとすること。				
2	基本事項	操作性		検索機能において、検索結果が100件を超える場合は、処理を続行するかどうかの警告メッセージを表示させること。				
3	基本事項	操作性		いかなる場合においても、バッチ処理がオンライン処理に影響しないような構成とすること。				
4	基本事項	操作性		EUC機能を充実させ、必要な項目を条件指定してCSV出力出来ること。				
5	基本事項	操作性		操作画面はGUIを採用し、プルダウンメニュー方式を基本とする。また公称や金融機関コードなどのコードが10以上あるものについては、直接入力を可能とすること。				
6	基本事項	操作性		画面展開において、業務の流れに応じ必要な複数の処理画面を残しておくことができ、前の画面等を再度検索することなく閲覧できること。				
7	基本事項	セキュリティ		ユーザー権限レベルに応じたアクセス制限機能を備えていること。（照会のみ等）				
8	基本事項	拡張性及び仕様変更		年号、消費税、料金改定の軽微な変更に対しては、無償で容易に対応できること。また、期間設定が出来ること。				
9	基本事項	その他基本仕様		画面に表示されている情報は全て、受託者により修正できること。				
10	基本事項	その他基本仕様		水道・下水料金システム、給水装置工事システム、ハンディターミナルシステム、コンビニシステム、クレジットシステムのソフトウェアを備えていること。				
11	基本事項	その他基本仕様		クレジットシステムについては、紙媒体で情報交換をするのではなく、クレジット用お客様登録番号と、金額の2項目で処理できるシステムを構築すること。				
12	基本事項	その他基本仕様		クレジット請求について通信回線を持ち、外部記憶媒体を通して必要な情報をやり取り出来ること。（＊クレジットは継続払いのみ対応とする。）				
13	基本事項	その他基本仕様		コンビニ入金分は通信回線より、外部媒体を通して入金データを取り込めること。				

番号	事務分類			機能概要	帳票番号	該当する欄に〇を記載してください。		備考
	大分類	中分類	小分類			導入	導入不可	
14	基本事項	その他基本仕様		水道番号は自動符番、自由入力の両方が設定可能であり、切換出来る事。またどちらの場合も、水道番号が重複しないようなチェック機能があること。				
15	基本事項	その他基本仕様		利用者側が意識せずとも的確な排他制御処理が出来ること。（同一者に対して複数ユーザーから同時に異動入力をした場合に禁止メッセージが表示される等）				
16	基本事項	その他基本仕様		異動入力の際は、項目間の論理チェックを行い、不整合データの入力を防止する機能があること。（ここでいう不整合とはシステム内だけでは無く、業務全体においてという意味である）				
17	基本事項	その他基本仕様		照会画面を開いたまま、異動画面を操作できるなど、複数画面を同時に表示し参照出来ること。				
18	基本事項	その他基本仕様		各システム（給水システムを除く）で管理する主な情報は次の通りです。 水道番号（7桁＋枝番号3桁）、水栓番号、給水装置設置場所、使用者名（カナ氏名も）、個人番号、電話番号、統計用途、開栓日、開栓指針、閉栓日、閉栓指針、メーター口径、メーター番号、メーター位置メッセージ、メーター区分、メーター形式、メーカー、交換業者、使用者番号（＝検針順路）、担当検針員、注意事項メッセージ、メーター交換日、検定満了年月、引上時指針、取付時指針、親子メーターの検針対象の有無・料金計算の有無・親子区分、新設工事業者、新設日、開栓予定日、水道用途・簡易水道用途・下水用途（料金表区分）、共同住宅扱い料金の入居戸数と最大入居戸数、下水開始日、下水調定方法選択（上水水量、井戸認定水量、又は比較水量等）、井戸認定水量の場合の算定人数、下水供用開始情報、下水処理分区、徴収区分（市外、口座、集金、クレジット等）、請求先住所・方書・郵便番号（上水、下水で別請求が出来るようデータを保持する）、金融機関・預金種別・口座番号・口座名義人（カナ氏名も）（上水、下水で別請求が出来るようデータを保持する）、クレジット用お客様登録番号（＊新規）、担当徴収員、受水槽有無				
19	基本事項	その他基本仕様		住所情報の入力については、住所コードにより住所、郵便番号等を自動入力する等、入力処理の負担を軽減する機能を備えていること。また、マンション名等の方書も容易に入力できること。				
20	基本事項	その他基本仕様		以前に検索した情報を画面に継続表示できること。（過去30件の検索履歴からの再検索を可能とすること。）				
21	基本事項	その他基本仕様		開栓、閉栓や口座番号等の異動処理については、異動理由、処理日、処理者を履歴で残すことができること。				
22	基本事項	その他基本仕様		メモ機能があること。				
23	料金システム	基本仕様		郵送する帳票の発行に関して、カスタマバーコードを印字の上、郵便番号順となっていること。（納付書ハガキ、口座系ハガキ、メーター交換連絡ハガキ）				

番号	事務分類			機能概要	帳票番号	該当する欄に○を記載してください。		備　考
	大分類	中分類	小分類			導入	導入不可	
24	料金システム	基本仕様		検索機能として、電話番号（携帯番号含む。）、氏名、住所、方書、水道番号、水栓番号、個人番号、使用者番号、メーター番号、クレジット用番号、町名（番地）、口座番号からの機能を有すること。また、住所地番による範囲指定や、検索条件を複数指定して、情報の絞込みができること。				
25	料金システム	基本仕様		調定収納状況は、過去10年間の確認が出来ること。また、時効中断した未収金については、過去10年を超えて確認出来ること。				
26	料金システム	基本仕様		共同住宅等の子メーターで料金請求している場合、親子間の漏水・盗水等の確認のため親メーターも検針することから、親子メーターのデータを連動させ、差水を確認できること。なお、これを確認できる帳票を出力できること。	49			
27	料金システム	基本仕様		前項の差水について、通常、調定はしないが、一部、共用栓料金として常に請求している場合があり、これに対応できること。				
28	料金システム	基本仕様		給水装置の無い下水道使用料独自の情報の管理ができること。（井戸水のみで下水算定している場合を想定、水道番号の頭が9番スタートの分）				
29	料金システム	基本仕様		下水道使用料算定のための、サブメーター管理ができること。（井戸水のプラス水量や、散水のマイナス水量をするためのサブメーター指針管理を想定、水道番号の頭が9番スタートの分）				
30	料金システム	基本仕様		開閉栓を伴わない使用者の変更をする場合、水道番号の枝番を変えずに、名義の変更ができること。				
31	料金システム	基本仕様		個人台帳照会時に、未納件数・未納金額の合計数が確認できること。				
32	料金システム	基本仕様	帳票印刷	未検針分チェックのため、検針済み一覧、未検針一覧の出力ができること。	42			
33	料金システム	基本仕様	帳票印刷	異常水量の再チェックが出来るよう、一覧表が出力できること。	43			
34	料金システム	基本仕様	帳票印刷	水道料金（簡水）に関するすべての帳票は、管内（松阪、嬉野、三雲、飯南、飯高）別に集計でき、かつ管内範囲指定でも集計できること。				
35	料金システム	基本仕様	帳票印刷	下水道使用料に関するすべての帳票は、3負担区（松阪、嬉野、三雲）別に集計でき、かつ管内範囲指定でも集計ができること。				

システム構築調査書

番号	事務分類			機能概要	帳票番号	該当する欄に○を記載してください。		備　考
	大分類	中分類	小分類			導入	導入不可	
36	料金システム	調定処理		検針水量により、料金表に基づき料金計算が一括処理できること。 ＊料金表　水道料金・・・松阪市水道給水条例別表第２ 飯高簡水・・・松阪市飯高簡易水道事業給水条例別表第３ 下水道使用料・・・松阪市公共下水道使用料条例別表				
37	料金システム	調定処理		使用期間が１５日まで（２月は１４日まで）の場合は、基本料金が半額となるため、これに自動計算対応できること。 （＊日数は、開栓日（前回検針日）の翌日から今回検針日（閉栓日）の期間） （＊下水の排水設備設置時は、検査当日から日数を起算する。）				
38	料金システム	調定処理		水道料金（簡易水道）の使用水量、調定額と、下水道使用料の使用水量、調定額のそれぞれの情報を持つこと。				
39	料金システム	調定処理		井戸水のみの場合における下水道使用料算定について、認定水量による調定と、井戸水サブメーター指針による調定ができること。（検針票に出力できるようハンディと連携できること）				
40	料金システム	調定処理		水道と井戸水併用の場合における下水道使用料算定について、水道水量と井戸認定水量による比較により、多い水量で調定ができること。 又、井戸水を測定するサブメーターがあるときは、水道水量に井戸水量を加算して調定できること。（検針票に出力できるようハンディと連携できること）				
41	料金システム	調定処理		下水道使用料算定において、水道水が汚水として流れない場合で、それを測定するサブメーターがあるときは、水道水量からその示す水量を減量して算定できること。（検針票に出力できるようハンディと連携できること）				
42	料金システム	調定処理		上下料金減免等により調定更正が必要となったときは、水量変更に伴い自動料金計算ができること。 又使用水量、料金調定の数値の直接入力にも対応できること。				
43	料金システム	調定処理	帳票印刷	上下水道料金は、使用年月のほか、調定年月の情報を持つこと。 また、更正があったときは、その履歴が残せること。				
44	料金システム	調定処理		開栓により、下記に基づき決められた開栓手数料の調定処理ができること。 松阪市水道給水条例第２９条第４号、松阪市飯高簡易水道事業給水条例第２７条の２第４号				
45	料金システム	調定処理	帳票印刷	水道・簡水・下水の統計資料として、月末時点毎に、当月に調定した調定件数、調定金額の帳票ができること。又この資料には、使用月が現年過月で、当月に調定更正したものも反映できること。合わせて、現年分の累計もできること。 これにプラスして、使用月が年度を遡って調定した過年度使用分（現年調定）も集計し、且つ再掲でも表示できること。	1.2			
46	料金システム	調定処理	帳票印刷	水道・簡水・下水とも、前項の統計資料ベースで、料金用途別、口径別の調定件数、使用水量、調定金額（基本料金、従量料金、消費税、合計額）の帳票ができること。 ＊利用区分別口径別水道利用状況調という。	3			

番号	事務分類			機能概要	帳票番号	該当する欄に〇を記載してください。		備考
	大分類	中分類	小分類			導入	導入不可	
47	料金システム	調定処理	帳票印刷	水道・簡水・下水とも、前々項の統計資料ベースで、検針地区別、口径別の調定件数、使用水量、合計調定金額の帳票ができること。（＊下水で井戸水等使用により口径情報のないものは、口径別の欄に「井戸水等」を入れる。）（＊地区別口径別使用水量調という。）また、町別の帳票ができること。（＊町別口径別使用水量調という。）	4.5			
48	料金システム	調定処理	帳票印刷	水道・簡水・下水とも、前々々項の統計資料ベースで、使用料金水量従量段階別表の帳票ができること。	6			
49	料金システム	調定処理	帳票印刷	水道・簡水・下水統計資料として、過年度未収金の年度繰越分(4月1日現在の過年度未収金)について、月末時点毎に減額調定した調定更正一覧表と調定年度別集計表が出力できること。(目的:年度別過年度未収金の把握のため)	7.8			
50	料金システム	調定処理	帳票印刷	水道・簡水・下水統計資料として、現年・過月調定を調定更正（プラス、マイナス)した一覧表と集計表の作成ができること。	9.10			
51	料金システム	調定処理	帳票印刷	水道料金、下水道使用料とも月単位での使用水量の上位50位までのリストが出力できること。	11			
52	料金システム	調定処理	帳票印刷	水道料金（簡易水道）は、口径別に給水戸数の集計表が出力できること。 又下水道使用料は、排水戸数の集計表が出力できること。 なお、給水（排水）戸数は、月末時点での開栓数とする。	12			
53	料金システム	調定処理	帳票印刷	下水道関連で処理分区別、調定月別水量一覧が出力できること。	13			
54	料金システム	調定処理	帳票印刷	統計用途の区分により、上水・下水とも月別の使用水量（合計金額）一覧が出力できること。	14			
55	料金システム	調定処理	帳票印刷	水道・簡水・下水とも、使用年月別収納未収集計表が出力できること。	15			
56	料金システム	請求処理	帳票印刷	請求方法は、納付書、口座、クレジット、集金であり、これに対応できること。なお、＊請求書を郵送するケースもあり、発行フラグにより打出す使用者を管理し、これに対応すること。	16			
57	料金システム	請求処理		同一使用者で、水道料金（簡易水道）と下水道使用料の請求方法が異なる場合でも対応できるよう上下水道料金別に調定毎に「納付書、口座、クレジット、組合、集金、不能、停止」の徴収区分を管理できること。＊組合は平成24年度で廃止予定				

番号	事務分類			機能概要	帳票番号	該当する欄に〇を記載してください。		備　考
	大分類	中分類	小分類			導入	導入不可	
58	料金システム	請求処理		前項の請求方法が異なる場合の例 ①「上水市外＋下水口座」又はその逆。②「上水集金＋下水口座」又はその逆。 ③「上水市外＋下水市外」＝同じ納付書でも請求先が異なる場合もある。 ④「上水口座＋下水口座」＝異なる口座へ請求している場合もある。				
59	料金システム	請求処理	納付書帳票印刷	料金納付書の表示内容について、松阪市水道給水条例施行規程第10号様式で定める内容を印字できること。また、開栓手数料は、松阪市水道給水条例施行規程第12号様式で定める内容を印字できること。	17.18			
60	料金システム	請求処理	納付書	定期請求分（毎月23日前後）の納付書作成は、徴収区分が「納付書」となっている1円以上の調定に対し、一括して作成処理できること。 また、徴収区分が「集金」となっている調定は、徴収員別に調定が出来次第、納付書を作成するため、これに対応できること。				
61	料金システム	請求処理	納付書	納付書発行履歴（納付期限も）を残すとともに、前項の納付書作成一括処理までに納付書を発行した際は、二重に請求しないよう発行制御できること。				
62	料金システム	請求処理	納付書	納付書は、コンビニ用のバーコード（EANコード）に対応すること。				
63	料金システム	請求処理	納付書	納付書請求で、3ヶ月分が納期限までに支払われない場合は、徴収員対応とするため、検針地区別に納付書の作成処理が一括でできること。 なお、この処理をしたときは、調定毎の徴収区分を「不能」に変更できること。併せてその一覧表が出力できること。	19			
64	料金システム	請求処理	口座	全銀連フォーマットに準拠する口座振替のデータを、フロッピーディスク（FD）及び光磁気ディスク（MO）等の外部記憶媒体で受渡しができること。同一銀行分で2枚にわたる場合にもマルチ対応出来ること。				
65	料金システム	請求処理	口座帳票印刷	各金融機関毎に、口座振替依頼書（振替報告書）の帳票が出力できること。	20.21.22			
66	料金システム	請求処理	口座	口座振替データ作成時、調定の徴収区分は「口座」を対象とするが、すでに納付書を打出している調定に対しては、口座請求止めの自動制御ができること。 なお、これにより自動制御で口座請求止めしたものを個別に解除できること。				
67	料金システム	請求処理	口座帳票印刷	口座振替日は月１回（８日）であり、再振替日は設けないことから、口座不能となっても、３回目までは口座請求を続けること。 なお、3回目口座不能となったときは、自動処理にて検針地区別に納付書が作成できること。この場合、調定毎の徴収区分を「不能」に自動変更できること。併せてその一覧表が出力できること。	23			
68	料金システム	請求処理	口座	過去の調定であっても徴収区分を「口座」に変更したときは、口座請求できること。なお、3ヶ月分を超える場合でも対応できること。（3ヶ月分を超え口座請求した場合で、口座不能であったときは、前項と同じ対応とする。）				

番号	事務分類			機能概要	帳票番号	該当する欄に○を記載してください。		備　考
	大分類	中分類	小分類			導入	導入不可	
69	料金システム	請求処理	口座帳票印刷	口座振替領収書については、「検針票の記載」と「口座領収書ハガキ」で選択できるようにすること。なお、検針票には3ヶ月分まで記載（上水・下水の料金内訳も記載）でき、3ヶ月以上の口座振替が発生したときは、ハガキ印刷に切り替わることが出来ること。 また、ハガキには、次回の振替額のお知らせを兼用できること。	24			
70	料金システム	請求処理	集金帳票印刷	集金請求の場合は、集金担当者別に納付書が出力できること。（並び順の制御でも可） また、発行した納付書の担当者別件数集計表が出力できること。	25			
71	料金システム	請求処理	クレジット帳票印刷	クレジット請求について、新たにお客様番号（クレジット用）を付番できるよう対応すること。 又この番号は、納付書、検針票に表記できること。 なお、領収書については、市からは発行しないため、対応は不要とする。				
72	料金システム	請求処理	クレジット帳票印刷	クレジット請求で上限金額を超える場合、又はクレジット会社が信用補完できない使用者の請求は、自動的に調定額の徴収区分を「納付書」へ切り替え、一括で納付書発行できること。				
73	料金システム	収納消し込み処理		上水と下水の請求方法が異なる場合もあることから、それぞれの収納日を登録できること。				
74	料金システム	収納消し込み処理		納付書の消し込みについて、バーコード等を用いて効率的に処理ができること。				
75	料金システム	収納消し込み処理		収納日は、実支払日（コンビニやクレジットは速報、口座は引落日）と引上げ日の双方の日付が登録できること。				
76	料金システム	収納消し込み処理		コンビニ入金分は仮消し込み、本消し込みができること。				
77	料金システム	収納消し込み処理		クレジット継続払いによる代理納付入金分は、仮消し込み、本消し込みができること。				
78	料金システム	収納消し込み処理	帳票印刷	二重収納及び調定額を超える収納額については、過誤納状態で消し込みができ、エラー表として出力できること。	28-1			
79	料金システム	収納消し込み処理	帳票印刷	欠損処理した調定額に対し収納があったときは、システム上、消し込みしたうえでエラー表として出力できること。	28-2			

番号	事務分類			機能概要	帳票番号	該当する欄に〇を記載してください。		備　考
	大分類	中分類	小分類			導入	導入不可	
80	料金システム	収納消し込み処理	帳票印刷	消込み情報（金額、件数）は、収納日（引上日）毎に、料金種別に水道（料金）、水道（開栓手数料）、簡水（料金）、簡水（開栓手数料）、下水（松阪）、下水（嬉野）、下水（三雲）別に、更に調定年度別に仕分けした集計表が出力できること。また、一覧表も出力できること。	26.27			
81	料金システム	収納消し込み処理	帳票印刷	コンビニ、口座、クレジットの手数料の支払いを上水会計・簡水会計、下水会計別に行うため、月単位で次の通り件数（金額も）を仕分けした帳票が出力できること。＊料金の区分けとして、「上水単独」「簡水単独」「上下併用（松阪）」「上下併用（嬉野）」「上下併用（三雲）」「下水単独（松阪）」「下水単独（嬉野）」「下水単独（三雲）」の8種類。＊開栓手数料の区分けとして、「上水」「簡水」の2種類。 なお、口座は金融機関別に帳票が出力できること。	29.30			
82	料金システム	過誤納処理		過誤納金が発生した場合は、還付、充当処理ができること。 なお、充当にあたっては、水道料金を未収の下水道使用料へ充当できるよう対応できること。（逆もあり）				
83	料金システム	過誤納処理		前項の還付、充当処理について、処理日や還付日が登録・照会できること。 又、データ処理した際は、その処理済確認書が出力できること。	31			
84	料金システム	過誤納処理	帳票印刷	統計資料として、月単位で還付、充当リストが出力できること。	32			
85	料金システム	滞納整理	帳票印刷	未収金一覧が出力できること。又徴収区分別（集金の場合は集金人別）や調定月の範囲指定により絞り込み、未納リストが出力できること。	33			
86	料金システム	滞納整理	帳票印刷	収納データをもとに、期間指定で長期滞納者リストが出力できること。 （＊例えば、6ヶ月間納入が途絶えている使用者が調査できるもの）	34			
87	料金システム	滞納整理		督促状等の納付書について、使用月と徴収区分を指定して一括処理で作成できること。 （通常納付書に「督促」と明記する） なお、使用者毎に督促の発行抑止ができること。				
88	料金システム	滞納整理	帳票印刷	滞納整理の交渉経過、日付の登録、照会ができ、個人単位の一覧表が出力できること。 （メモ機能とは異なる。）	35			
89	料金システム	滞納整理		給水停止日の情報が登録でき、使用者台帳照会で給水停止されていることがすぐ確認できること。 併せて、給水停止解除の登録ができること。				

番号	事務分類			機能概要	帳票番号	該当する欄に〇を記載してください。		備　考
	大分類	中分類	小分類			導入	導入不可	
90	料金システム	滞納整理		未納調定を複数選択し、回数または1回あたりの金額指定による分納計画が作成出来ること。				
91	料金システム	滞納整理		分納計画から複数選択して分納納付書が作成でき、該当の分納計画明細に消し込み出来ること。				
92	料金システム	滞納整理		水道・下水併用の調定に対する一部納付の場合の納付書作成にあたっては、金額を折半して作成できること。又水道料金と下水道使用料に分けることができること。				
93	料金システム	滞納整理		未収金を窓口でまとめてお支払いされる場合を想定し、納付書の打ち出しにあたっては、調定月の範囲指定により、まとめて発行できること。				
94	料金システム	滞納整理	帳票印刷	使用者に未収金を説明するための、未納一覧表（窓口用）が帳票として出力できること。（＊使用期間の範囲指定が必要。）	36			
95	料金システム	下水道使用料執行停止処理		執行停止処理については、調定毎に決議年月日と理由（倒産、死亡、困窮、不明、その他）が登録できること。 なお、登録処理が容易にできるよう、調定月の範囲指定により、一括登録できること。				
96	料金システム	下水道使用料執行停止処理	帳票印刷	執行停止した情報は、執行停止金額明細とともに執行停止決議書（決裁用）としてCSV出力できること。（執行停止理由詳細を打ち込んでプリントする）	37			
97	料金システム	下水道使用料執行停止処理	帳票印刷	議決年月日毎に執行停止処理の未収金一覧（調定月、理由等が必要）を出力できること。	38			
98	料金システム	不納欠損処理		水道料金の不納欠損登録については、調定月での範囲指定等により容易にできること。なお、欠損日、欠損理由（倒産、死亡、困窮、不明、その他）が登録できること。				
99	料金システム	不納欠損処理		下水道使用料の不納欠損登録についても、欠損日、欠損理由が登録できること。 なお、登録は、欠損処理日を指定したうえ、執行停止決議年月日と理由を選択して一括処理できること。				
100	料金システム	不納欠損処理	帳票印刷	不納欠損処理したものは、欠損処理年月別一覧（調定月、理由等が必要）を出力できること。（＊使用者、調定年度、金額、欠損理由の情報が必要）	39			
101	料金システム	開閉栓処理		開栓登録に必要な水道・下水基本情報を、旧使用者から新使用者に引き継げること。				
102	料金システム	開閉栓処理	帳票印刷	開閉栓申込書（開閉栓伝票）が出力できること。	40			

番号	事務分類			機能概要	帳票番号	該当する欄に〇を記載してください。		備　考
	大分類	中分類	小分類			導入	導入不可	
103	料金システム	メーター関連情報管理	帳票印刷	メーター交換の計画を立てるため、又検定満了期限切れを確認するために、検定満了年月と口径、メーター形式等を範囲指定し、一覧表及び集計表が出力できること。	44.45			
104	料金システム	メーター関連情報管理	帳票印刷	メーター交換のためのお知らせ通知が作成できるよう、検定満了年月、口径、検針地区等の範囲指定により、打ち出し出来ること。（＊出力内容は、宛名、宛先、郵便番号等の送付先情報） なお、お知らせ通知の発行停止制御ができること。	46			
105	料金システム	メーター関連情報管理	帳票印刷	メーター交換のための「検定期限切れ量水器取替異動票」が出力できること。 なお、各種範囲指定により使用者番号順（＝検針順路）に出力できること。	47			
106	料金システム	メーター関連情報管理	帳票印刷	メーター交換チェックのため、量水器取替え異動一覧表が出力できること。	48			
107	料金システム	その他の処理	帳票印刷	支払い確認書（納入確認書）が出力できること。（＊徴収区分を問わず、使用期間の範囲指定をし、納入分に対して出力できること。）	50			
108	料金システム	その他の処理	帳票印刷	水道使用証明書が出力できること。	51			
109	料金システム	その他の処理		金融機関の合併等による口座番号等の変更用データの作成及び更新が容易にできること。				
110	給水装置工事管理システム	基本仕様		給水システムは、次の作業が出来ること。 ①給水装置の新設にあたって、料金システムに必要な基本情報が登録でき、料金システムに選択して反映できること。（ただし、水道番号・クレジット用番号は自動符番） ②給水装置の撤去に対し、廃止登録が出来ること。				
111	給水装置工事管理システム	給水装置工事管理		給水装置工事申込書の登録、照会、更新ができること。 又料金システムに必要な情報をそのまま料金システムの新設開栓データへ送信できること。				
112	給水装置工事管理システム	給水装置工事管理	帳票印刷	松阪市水道給水条例第6条別表第1の給水装置の分担金、同条例第9条の設計審査手数料及び工事検査手数料について、松阪市水道給水条例施行規程第12号様式で定める納付書にあわせ印字できること。	18			
113	給水装置工事管理システム	給水装置工事管理		前項の手数料等の調定、消し込み、還付処理ができること。				
114	給水装置工事管理システム	メーター関連情報管理		メーターの登録、照会、更新が容易にできること。				
115	ハンディターミナルシステム	基本仕様		水道番号、メーター番号、使用者番号（検針順路）により容易に検索ができること。				

番号	事務分類			機能概要	帳票番号	該当する欄に〇を記載してください。		備考
	大分類	中分類	小分類			導入	導入不可	
116	ハンディターミナルシステム	基本仕様		メーター場所、メーター位置等を確認できること。				
117	ハンディターミナルシステム	基本仕様		下水道使用料算定のためのサブメーター水量の追加(井戸等)及び減量(散水等)ができること。				
118	ハンディターミナルシステム	基本仕様		指針入力値の異常水量や操作ミスの際には、警告音等を発すること。				
119	ハンディターミナルシステム	基本仕様		水量チェック(前回、前々回、前年同時期)が容易にできること。				
120	ハンディターミナルシステム	基本仕様	帳票印刷	検針票の印字内容は、次の内容とする。(但し、様式にはこだわらない。) 給水装置設置場所、使用者名、水道番号、水栓番号、使用者番号、口径、メーター番号、調定月、検針日、使用期間(前回検針日～今回検針日)、今回指針、前回指針、メーター取替え加算水量、水道使用水量、汚水排除量、下水井戸認定人数、請求予定金額(上下合算)、請求予定金額内訳(上水額、下水額)、通信欄、前回使用水量、前々回使用水量、前年同月使用水量、検針員氏名、口座領収書額(3ヵ月分で各月ごと金額表示し、更に上水、下水額の内訳を表示)	41			
121	ハンディターミナルシステム	基本仕様		前項の検針票の通信欄には、案内文(20文字程度)を印字できること。また容易に文面変更が可能なこと。				
122	ハンディターミナルシステム	基本仕様		検針票の再出力ができること。				
123	ハンディターミナルシステム	基本仕様	セキュリティ	盗難、紛失等で個人情報が漏洩しないようにセキュリティ対策を施すこと。				
124	料金システム	その他		井戸認定水量水により下水道使用料を算定しているものについて、次のような帳票(一覧表)が作成できること。 水道番号、所在地、使用者名、送付先住所・郵便番号、方書、井戸単独or井戸併用、認定人数、併用の場合水道使用水量。				
125	料金システム	その他		共同住宅の親メーターの一覧表について次のような帳票が作成できること。 水道番号、所在地、共同住宅名、所有者名、所有者住所・郵便番号、方書。親メーター請求or子メーター請求。				

以上